

(ア) 公定価格について

公定価格に含まれる各種加算の概要について説明します。

なお、公定価格における地域の区分について、本市は16/100地域に該当します。

(説明にあたっての注意事項)

・お示しする単価表等については、令和6年12月27日付で改定のあった令和6年度公定価格になります。令和7年度公定価格においては、内容や金額に変更がある可能性がありますので御注意ください。

・最新の公定価格表については、こども家庭庁のHPに掲載されています。また、同ページに掲載されている「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(以降、「留意事項通知」という。)及び「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」(以降、「公定価格FAQ」という。)についても、公定価格に関わる重要な通知等となっていますので、併せて御確認ください。

・お示しする概要及び単価表については、本市において、公定価格表から必要箇所を抜粋して作成した参考資料から引用しています。当該資料については、「川崎市子どものための教育・保育給付費等支給要綱」と併せて、本市HPに掲載しています。

・各種加算のうち、原則として全施設で適用となる加算、及び適用となる施設が極端に少ない加算については割愛しています。

・公定価格については、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、年度内に単価改定が行われる場合があります。

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

① 基本分単価

●概要

施設運営の基礎となる人件費、管理費、事業費相当分として、利用定員の区分並びに利用する子どもの年齢の区分と保育必要量の区分に応じて、子ども1人当りの月額単価を利用する子ども数分支給するもの。

●適用要件

以下の職員構成を充足すること。

- ・年齢別配置基準必要保育士
- ・その他国基準保育士
- ・施設長
- ・調理員等
- ・非常勤事務職員
- ・嘱託医・嘱託歯科医

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の計算方法

定員区分・年齢区分・保育必要量区分に応じた単価
× 初日児童数(各区分ごと)

① 基本分単価

定員区分	年齢区分	保育必要量区分	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
20人	4歳以上児	139,080	109,720
	3歳児	147,900	118,540
	1、2歳児	218,240	188,880
	乳児	306,490	277,130
21人から30人まで	4歳以上児	100,180	80,610
	3歳児	109,000	89,430
	1、2歳児	179,340	159,770
	乳児	267,590	248,020
31人から40人まで	4歳以上児	81,310	66,630
	3歳児	90,130	75,450
	1、2歳児	160,470	145,790
	乳児	248,720	234,040
41人から50人まで	4歳以上児	76,590	64,850
	3歳児	85,410	73,670
	1、2歳児	155,750	144,010
	乳児	244,000	232,260
51人から60人まで	4歳以上児	67,110	57,330
	3歳児	75,930	66,150
	1、2歳児	146,270	136,490
	乳児	234,520	224,740
61人から70人まで	4歳以上児	60,420	52,030
	3歳児	69,240	60,850
	1、2歳児	139,580	131,190
	乳児	227,830	219,440
71人から80人まで	4歳以上児	55,460	48,120
	3歳児	64,280	56,940
	1、2歳児	134,620	127,280
	乳児	222,870	215,530

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

② 処遇改善等加算 I

●概要

基本分単価と同様の要素によって算定された子ども1人当り月額単価に、職員の平均勤続年数と賃金改善やキャリアアップの取組に応じた加算率を乗じた額を利用子ども数分加算するもの。

●適用要件

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に定めるとおり
 ※本市における処遇改善等加算の取り扱いについては、別資料を御参照ください。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数(区分ごと)

【子ども1人当り月額単価】

定員区分・年齢区分・保育必要量区分に応じた単価 × 加算率

② 処遇改善等加算 I

定員区分	年齢区分	保育必要量区分	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
20人	4歳以上児	1,370 × 加算率	1,070 × 加算率
	3歳児	1,450 × 加算率	1,150 × 加算率
	1、2歳児	2,060 × 加算率	1,770 × 加算率
	乳児	2,940 × 加算率	2,650 × 加算率
21人から30人まで	4歳以上児	980 × 加算率	780 × 加算率
	3歳児	1,060 × 加算率	860 × 加算率
	1、2歳児	1,670 × 加算率	1,470 × 加算率
	乳児	2,550 × 加算率	2,350 × 加算率
31人から40人まで	4歳以上児	790 × 加算率	640 × 加算率
	3歳児	870 × 加算率	720 × 加算率
	1、2歳児	1,480 × 加算率	1,340 × 加算率
	乳児	2,360 × 加算率	2,220 × 加算率
41人から50人まで	4歳以上児	740 × 加算率	620 × 加算率
	3歳児	820 × 加算率	700 × 加算率
	1、2歳児	1,430 × 加算率	1,320 × 加算率
	乳児	2,310 × 加算率	2,200 × 加算率
51人から60人まで	4歳以上児	650 × 加算率	550 × 加算率
	3歳児	730 × 加算率	630 × 加算率
	1、2歳児	1,340 × 加算率	1,240 × 加算率
	乳児	2,220 × 加算率	2,120 × 加算率
61人から70人まで	4歳以上児	580 × 加算率	500 × 加算率
	3歳児	660 × 加算率	580 × 加算率
	1、2歳児	1,270 × 加算率	1,190 × 加算率
	乳児	2,150 × 加算率	2,070 × 加算率
71人から80人まで	4歳以上児	530 × 加算率	460 × 加算率
	3歳児	610 × 加算率	540 × 加算率
	1、2歳児	1,220 × 加算率	1,150 × 加算率
	乳児	2,100 × 加算率	2,030 × 加算率

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

③ 3歳児配置改善加算

●概要
3歳児の保育士の配置を15:1とする場合に、加算率に応じた3歳児1人当り月額単価を3歳児数分加算するもの。

●適用要件
3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施すること。

●月額の計算方法
子ども1人当り月額単価×初日児童数(3歳児)

【子ども1人当り月額単価】
基本分単価8,820円+(処遇改善等加算単価80円×加算率)

④ 4歳以上児配置改善加算

●概要
4歳以上児の保育士の配置を25:1とする場合に、加算率に応じた4歳以上児1人当り月額単価を4歳以上児数分加算するもの。

●適用要件
4歳以上児に係る保育士配置基準を4歳以上児 25 人につき1人により実施すること。(チーム保育推進加算を算定している施設は除く。)

●月額の積算方法
子ども1人当り月額単価×初日児童数(4,5歳児)

【子ども1人当り月額単価】
基本分単価3,530円+(処遇改善等加算単価30円×加算率)

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑤ 休日保育加算

●概要

休日保育を実施する施設に対して、必要な経費として、休日保育の年間延べ利用子ども数の区分及び加算率に応じて定められた額を各月初日の利用子ども数で除して、算出された単価を利用子ども数分加算するもの。

●適用要件

日曜日、国民の祝日及び休日において、留意事項通知に定める要件を満たして、保育を実施すること。

※要件の詳細については別資料を御参照ください。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

[休日保育の年間延べ利用子ども数に応じた基本分単価 + (処遇改善等加算単価 × 加算率)] ÷ 初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

⑤ 休日保育加算

休日保育の年間延べ利用子ども数	基本分	処遇改善等加算 I
～210人	296,000	2,960 × 加算率
211人～279人	317,200	3,170 × 加算率
280人～349人	359,800	3,590 × 加算率
350人～419人	402,400	4,020 × 加算率
420人～489人	445,000	4,450 × 加算率
490人～559人	487,600	4,870 × 加算率
560人～629人	530,200	5,300 × 加算率
630人～699人	572,700	5,720 × 加算率
700人～769人	615,300	6,150 × 加算率
770人～839人	657,900	6,570 × 加算率
840人～909人	700,500	7,000 × 加算率
910人～979人	743,100	7,430 × 加算率
980人～1,049人	785,700	7,850 × 加算率
1,050人～	828,200	8,280 × 加算率

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑧ 賃借料加算

●概要

賃貸物件により運営する施設に対して、賃借料の一部として、定員区分と施設の所在する地域の区分(本市はa地域の都市部に該当)に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

●適用要件

以下のすべてに該当すること。

- ・保育所の用に供する建物が賃貸物件であること※
- ・当該賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- ・賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと

・減価償却費加算の対象となっていないこと

※施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が設全体の延べ面積の50%以上であること

●月額の計算方法

定員区分に応じた単価 × 初日児童数

⑧ 賃借料加算

定員区分	加算単価
20人	17,600
21人～30人	12,200
31人～40人	10,900
41人～50人	9,800
51人～60人	8,100
61人～70人	7,100
71人～80人	7,900
81人～90人	7,100
91人～100人	6,200
101人～110人	6,800
111人～120人	6,200
121人～130人	5,700
131人～140人	6,200
141人～150人	6,000
151人～160人	5,400
161人～170人	6,000
171人～	5,400

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑨チーム保育推進加算

●概要

必要保育士数を超えて保育士を配置(加配※)し、キャリアを積んだ保育士によるチーム保育の体制を構築している施設で、職員の平均経験年数が12年以上の場合に、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増等に充てるものとして、定員区分や加算率に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。

※加配人数は定員120名以下の場合には1名、121人以上の場合には2名を上限とする。

●適用要件

以下の要件すべてに該当すること。

- ・「必要保育士数」を超えて保育士を配置していること
- ・キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること
- ・職員の平均経験年数が12年以上であること
- ・当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること

●月額の計算方法

[定員区分に応じた基本分単価+(処遇改善等加算単価×加算率)]
×加配人数×初日児童数

⑨ チーム保育推進加算

定員区分	基本分	処遇改善等加算 I
20人	26,470 × 加配人数	260 × 加算率 × 加配人数
21人～30人	17,640 × 加配人数	170 × 加算率 × 加配人数
31人～40人	13,230 × 加配人数	130 × 加算率 × 加配人数
41人～50人	10,580 × 加配人数	100 × 加算率 × 加配人数
51人～60人	8,820 × 加配人数	80 × 加算率 × 加配人数
61人～70人	7,560 × 加配人数	70 × 加算率 × 加配人数
71人～80人	6,610 × 加配人数	60 × 加算率 × 加配人数
81人～90人	5,880 × 加配人数	50 × 加算率 × 加配人数
91人～100人	5,290 × 加配人数	50 × 加算率 × 加配人数
101人～110人	4,810 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
111人～120人	4,410 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
121人～130人	4,070 × 加配人数	40 × 加算率 × 加配人数
131人～140人	3,780 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
141人～150人	3,520 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
151人～160人	3,300 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
161人～170人	3,110 × 加配人数	30 × 加算率 × 加配人数
171人～	2,940 × 加配人数	20 × 加算率 × 加配人数

※当該加算による増収を保育士の増員に充てる場合、当該職員をチーム保育の推進に専任させること(専任化)が必要になるほか、当該職員の数分、施設の必要保育士数(その他国基準保育士相当)を追加します。

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑩ 副食費免除加算

●概要

副食費の徴収が免除対象となる子どもの副食費免除分の補填として、副食費の徴収が免除される子ども1人当たり月額単価に加算するもの。

※副食費徴収免除対象子どもとは、以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どものことをいう。

- ・非課税世帯に属する子ども
- ・市民税所得割相当額57,700円未満(ひとり親等は77,100円以下)世帯に属する子ども
- ・第3子以降(第1子・第2子ともに利用児童)の子ども

●月額の計算方法

加算単価4,800円×副食費徴収免除対象子ども数

⑩ 副食費徴収免除加算

加算単価
4,800

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑫ 施設長未配置減算

●概要

専従の施設長が配置されていない場合、定員区分や加算率に応じた子ども1人当り月額単価を利用子ども数分減額するもの。

●適用要件

留意事項通知に定める要件を満たした施設長を配置していない場合

【留意事項通知における施設長の要件】

児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

定員区分に応じた基本分単価 + (処遇改善等加算単価 × 加算率)

⑫ 施設長未配置減算

定員区分	基本分	処遇改善等加算 I
20人	29,070	290 × 加算率
21人～30人	19,380	190 × 加算率
31人～40人	14,530	140 × 加算率
41人～50人	11,630	110 × 加算率
51人～60人	9,690	90 × 加算率
61人～70人	8,300	80 × 加算率
71人～80人	7,260	70 × 加算率
81人～90人	6,460	60 × 加算率
91人～100人	5,810	50 × 加算率
101人～110人	5,280	50 × 加算率
111人～120人	4,840	40 × 加算率
121人～130人	4,470	40 × 加算率
131人～140人	4,150	40 × 加算率
141人～150人	3,870	30 × 加算率
151人～160人	3,630	30 × 加算率
161人～170人	3,420	30 × 加算率
171人～	3,230	30 × 加算率

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑬ 土曜閉所減算

●概要

土曜日に施設を閉所する場合に、その日数に応じて①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、③3歳児配置改善加算、④4歳以上児配置改善加算、⑥夜間保育加算の5項目の合計単価を定員区分に応じた率で減算した子ども1人当り月額単価を利用子ども数分減額するもの。

●適用要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合

※本市における土曜閉所減算の取り扱いについては、「公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて(通知)」を御参照ください。

●月額の計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数(区分ごと)

【子ども1人当り月額単価】

[①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、③3歳児配置改善加算、④4歳以上児配置改善加算、⑥夜間保育加算の合計単価(区分ごと)]

× 定員区分に応じた率

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

⑬ 土曜閉所減算

定員区分	月に1日 土曜日閉所	月に2日 土曜日閉所	月に3日以上 土曜日閉所	全ての土曜日 閉所
20人	× 1/100	× 2/100	× 4/100	× 5/100
21人~130人		× 3/100		
131人~		× 6/100		

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑮ 主任保育士専任加算

●概要

主任保育士が保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任できるよう、代替保育士を置く場合に、その人件費及び子育て支援のための活動費として、加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施すること。

i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業

iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

なお、主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されない。

●月額額の計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

[基本分単価269,260円 + (処遇改善等加算単価2,690円 × 加算率)] ÷ 初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

※主任保育士専任加算が適用となる場合、配置される代替保育士の人数分として、施設の必要保育士数(その他国基準保育士相当)を1名分追加します。当該追加分が充足されない場合、主任保育士専任加算は適用できません。

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑯ 療育支援加算

●概要

障害児を受け入れている施設に対して、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者の雇用費として、当該子どもが特別児童扶養手当支給対象児であるかの以下の区分と、加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

主任保育士専任加算の対象施設かつ本市が認定する障害児を受け入れている施設において、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組むこと

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

A: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設の場合

[基本分単価52,030円 + (処遇改善等加算単価520円 × 加算率)] ÷ 初日児童数

B: それ以外の障害児受入施設

[基本分単価34,680円 + (処遇改善等加算単価340円 × 加算率)] ÷ 初日児童数

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑰ 事務職員雇上費加算

●概要

事務職員の雇用費を上乗せするための経費として、加算率に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

事務職員を配置※し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。

i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業

iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

※施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

(基本分単価48,100円 + 処遇改善等加算単価480円 × 加算率) ÷ 初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑱ 処遇改善等加算Ⅱ

●概要及び適用要件

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

$[(\text{人数A加算単価}49,020\text{円} \times \text{人数A}) + (\text{人数B加算単価}6,130\text{円} \times \text{人数B})] \div \text{初日児童数}$

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

⑲ 処遇改善等加算Ⅲ

●概要及び適用要件

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価×初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

$\text{加算単価}11,030\text{円} \times \text{加算Ⅲ算定対象人数} \div \text{初日児童数}$

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑳ 高齢者等活躍促進加算

●概要

高齢者・障害者等を雇用して子どもの処遇向上を図る施設に対し、対象職員の年間総勤務時間数に応じた額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

以下の要件を満たすこと。

・高齢者等*を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

・以下の事業等のうち、いずれかを実施していること。

i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業

iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

※高齢者等の範囲

i) 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者

ii) 身体障害者 iii) 知的障害者 iv) 精神障害者 v) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

●月額額の計算方法

子ども1人当たり月額単価×3月の初日児童数

【子ども1人当たり月額単価】

・年間総勤務時間数400時間以上800時間未満の場合：476,000円÷3月の初日児童数

・年間総勤務時間数800時間以上12,00時間未満の場合：793,000円÷3月の初日児童数

・年間総勤務時間数1,200時間以上の場合：1,111,000円÷3月の初日児童数

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑫ 施設機能強化推進費加算

●概要

職員等の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対し、必要な経費(限度額有)を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行う施設*で、以下の事業等を複数実施すること。

i) 延長保育事業 ii) 一時保育事業 iii) 病児保育事業

iv) 乳児が3人以上利用している施設 v) 本市が認定する障害児が1人以上利用している施設

※取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 3月の初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

必要な経費(限度額160,000円) ÷ 3月の初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑳ 小学校接続加算

●概要

小学校との接続を見通した活動を行っている施設に対し、活動に必要な経費として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行うこと。

- i) 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii) 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していること
(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)

※本市における小学校接続加算の取り扱いについては、4月中を目途に通知を発出する予定です。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 3月の初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

- ・適用要件のうち i 及び ii の取組を実施している場合(区分A) : 40,380円 ÷ 3月の初日児童数
- ・区分Aに加えて、iii の取組を実施している場合(区分B) : 317,130円 ÷ 3月の初日児童数

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

⑭ 栄養管理加算

●概要

栄養士を活用して給食を実施している施設に対し、その雇用費として、以下の区分に応じた額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

●適用要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けること。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

- ・A:配置の場合:[基本分単価79,950円+(処遇改善等加算単価790円×加算率)]÷初日児童数
- ・B:兼務の場合:[基本分単価50,000円+(処遇改善等加算単価500円×加算率)]÷初日児童数
- ・C:嘱託の場合:基本分単価10,000円÷初日児童数

※いずれも10円未満の端数が発生する場合は切捨て

※本市における栄養管理加算の取り扱いについては、「公定価格における栄養管理加算の取扱いについて(通知)」を御参照ください。

イ 給付費の内容(公定価格)

資料 2-2

㊦ 第三者評価受審加算

●概要

第三者評価を受審した施設に対し、受審費用の一部として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算するもの。

※ただし、1施設に対し5年に1回の加算とする。

●適用要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表すること。

●月額 of 計算方法

子ども1人当り月額単価 × 3月の初日児童数

【子ども1人当り月額単価】

150,000円 ÷ 3月の初日児童数

※10円未満の端数が発生する場合は切捨て